お知らせ

12月3日～9日は「障害者週間」です
すべての人が心地よく安心して暮らせるまちへ

問 障がい福祉課　☎ 22-9657　FAX 22-9662

「障害者週間」には、障がいのある人の社会参加を推進し、障がいに対する理解と認識を深めることを目的に、全国各地でさまざまな取り組みが行われます。障がいのある人の社会参加は、まわりの人の理解と認識により実現するものであり、誰もが心地よく安心して暮らせるまちづくりは一人ひとりの一歩から始まります。

障害者差別解消法とは

障がいのある人もない人もすべての人がお互いの人格や個性を尊重し、共に生活できる社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消をめざす法律です。

この法律では、障がいのある人に対する**「不当な差別的取扱い」**が**禁止**され、**「合理的配慮の提供」**および**「環境の整備」**が求められています。

◆「不当な差別的取扱い」とは？

正当な理由なく、障がいがあるという理由でサービスなどの提供を拒否したり、提供にあたって制限や条件を付けたりすることです。

（例）○受付の対応を拒否する
○アパートなどの入居を断る
○本人を無視して付き添いの人だけに話しかける
○付き添いの人が一緒にいないことを理由に入店を断る　など

◆「合理的配慮の提供」「環境の整備」とは？

障がいのある人から、日常生活の中でバリアとなることを取り除くための配慮を求められたときに、負担が重くなりすぎない範囲で対応することを「合理的配慮の提供」といいます。「環境の整備」とは、合理的配慮を提供しやすくするために、施設の整備や体制などの見直しをすることです。必要としている配慮は、その人の障がいの特性やその場の状況などで変化するため、「対話」を通じて一緒に解決策を見つけていくことが大切です。

（例）○段差がある場所で、歩行が困難な人の介助をする
○筆談、読み上げ、手話などを使って意思疎通を行う
○飲食店において、車椅子の人も利用できるよう机や椅子の配置を変更する　など

障害者週間に関するイベント

◆電車・バス内展示
【と　き】 11月26日㈬～12月15日㈪
【ところ】 伊賀鉄道・上野コミュニティバス

◆パネル展示
【と　き】 11月27日㈭～12月12日㈮
【ところ】 本庁舎

◆街頭啓発
【と　き】 11月29日㈯　午前10時～11時30分
【ところ】
○ぎゅーとら　ラブリー伊賀西明寺店（西明寺1896-2）
○ぎゅーとら　ラブリー伊賀小田店（小田町262）

◆障がい福祉研修会（阿山地域対象）
【と　き】 12月5日㈮　午後7時～8時30分
【ところ】 阿山保健福祉センター

◆伊賀就労マルシェ
【と　き】
○ 12月8日㈪　午前9時30分～午後1時
○ 12月9日㈫　午前10時～午後1時
【ところ】 本庁舎

障がい者福祉に関する相談窓口

◆伊賀市障がい者相談支援センター（本庁舎1階）
☎ 26-7725　FAX 24-7511
✉ iga-syougai1@ict.jp
障がいのある人やその家族からの困りごとや障がい福祉サービスの利用についての相談に応じます。

◆伊賀市障がい者相談員
市の委嘱で活動している相談員です。自身の経験をもとにアドバイスをします。※敬称略
【身体障がい者相談員】
浜口　恵美子・増永　秀美・山本　智映子
【知的障がい者相談員】
船見　泰子・稲森　あけみ

伊賀市障害者福祉連盟の会員を募集しています

市内在住の障がいのある人やその家族が相互の親睦を図り、共通の問題の解決に向け、さまざまな活動を行っている団体です。

【問い合わせ】 伊賀市障害者福祉連盟事務局（伊賀市社会福祉協議会内）
☎ 33-0064　FAX 21-8123　✉ dantai@hanzou.or.jp

お知らせ

「ひきこもり」について考えてみませんか
生きづらさを抱えた人に寄り添う社会づくり

問 生活支援課　☎ 22-9650　FAX 22-9661

「ひきこもり」とは、国のガイドラインによると「社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、さまざまな生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族」とされています。

市では約800人がひきこもり、あるいはそれに近い状態であると推計されます。ひきこもり状態になることは、自分自身や身近な人に起こりうることです。

ひきこもり状態にある人は、大きな不安や葛藤を抱えていることが多く、社会参加のためには、安心・安全な環境や、周囲の正しい理解が必要です。

ひきこもりサポート事業

市では「ひきこもりサポート事業」を伊賀市社会福祉協議会に委託し、地域福祉計画に基づき、ひきこもりに関する本人・家族への相談支援、フリースペース「nest（ネスト）」の開設、相談機関のネットワークづくりなど、生きづらさを抱えた人に寄り添う社会づくりを進めています。令和3～4年度にはひきこもりに悩む本人や家族を理解しサポートする「ひきこもりサポーター」を養成し、現在30人のサポーターが活動しています。

ひきこもり当事者家族会

昨年から「ひきこもり当事者家族会」を伊賀市総合福祉会館で隔月開催しています。三重県下で家族会活動をしている「みえオレンジの会」や、ひきこもりから回復した人も参加し、和やかな雰囲気の中で意見交換を行っています。参加者からは「普段自分の話をする機会がないので助かっています」「家族会に参加した後は心が少し軽くなります」との声が寄せられています。興味のある人は、ひきこもりサポートnest（ネスト）までお問い合わせください。

ひきこもりに関する相談窓口

いずれも相談は無料で、秘密は厳守されます。家族の人もお気軽にご相談ください。

○ひきこもりサポートnest（ネスト）（伊賀市社会福祉協議会）
☎ 090-3483-2584　FAX 21-8123
✉ nest@hanzou.or.jp
フリースペース開設：
毎週水・金曜日
（祝日、年末年始などを除く。）
午後1時～4時30分
※フリースペース「nest」は10月より場所を移転しています。（上野忍町2447-2）

○三重県ひきこもり地域支援センター
ひきこもり専門電話相談
☎ 059-253-7826
毎週月～金曜日（祝日、年末年始を除く。）
午前9時～午後4時